

佐伯市職員の懲戒処分について

佐伯市では、次のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、次のとおり、お知らせします。

1 懲戒処分に至った事実の概要

建設部建設課に勤務する本市職員は、平成29年12月1日午後10時頃から市内スナックで飲酒し、翌12月2日午前2時頃、徒歩で帰宅したが、財布を紛失したことに気づき、車を運転して探しに出かけた。その際、車が歩道縁石に乗り上げ故障、中の島2丁目で停止し、午前4時40分頃、一旦、車から離れて戻ったところを警察官から事情聴取を受け検挙された。その後、事実確認が行われ、1月24日に酒気帯び運転の行政処分が確定した。

2 処分を受けた職員及び処分量定

所 属	補職名	年 齢	性別	処分量定
建設部建設課	副主幹	47歳	男	【懲戒処分】 停 職 6 か月 【分限処分】 副主幹から主査へ降任

3 懲戒処分を行った日

平成30年1月26日